平成２８年（フ）第３０７号
北海道旭川市末広４条５丁目７番２号
債務者　名内　昌俊
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３号
北海道旭川市豊岡４条８丁目９番５号　ＣＯＷＣＯＷ豊岡204
債務者　本田　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６９号
東京都八王子市館町2038番地２レセンテシード105号
債務者　岩瀬　洋憲
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０８９号
東京都東久留米市前沢１丁目３番24号吉田コーポ201号
債務者　小野田矢寸志
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２０９号
東京都日野市大坂上４丁目７番地の３コーポ落合202
債務者　屋比久　充
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９２号
静岡県浜松市中区神田町217番地　コーポ岡田402
債務者　竹澤　玉美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目12番３号
債務者　佐藤他人也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道紋別市大山町３丁目５番地の19
債務者　安倍　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前10時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第４６号
長崎県南島原市深江町丁1813番地１
債務者　西田加津江
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１２３０号
東京都町田市鶴間７丁目13番41号旭ハイツⅢ202
債務者　永井　　清
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３１号
東京都町田市鶴間７丁目13番41号旭ハイツⅢ202
債務者　永井　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４８４号
横浜市青葉区あざみ野１丁目９番地12　あざみ野ハウズ201
債務者　木下　雄二
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８５号
横浜市港北区小机町67番地　エクセルシティ小机　305
債務者　渡邊　　晃
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６６５号
横浜市磯子区中原２丁目20番15号　１Ｆ
債務者　片山チエ子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部